

那覇浄化センター  
消化ガス発電設備整備事業

実施方針

令和 7 年    3 月

沖縄県下水道事務所

## 目 次

|      |                                          |   |
|------|------------------------------------------|---|
| 1.   | 事業の内容に関する事項 .....                        | 1 |
| 1-1  | 事業名称 .....                               | 1 |
| 1-2  | 事業の対象となる施設 .....                         | 1 |
| 1-3  | 事業場所 .....                               | 1 |
| 1-4  | 事業の目的 .....                              | 1 |
| 1-5  | 事業方式 .....                               | 1 |
| 1-6  | 事業期間 .....                               | 1 |
| 1-7  | 業務内容 .....                               | 1 |
| 1-8  | 事業費 .....                                | 2 |
| 1-9  | 事業期間終了後の措置 .....                         | 2 |
| 1-10 | 要求水準書（案） .....                           | 3 |
| 2.   | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 .....                 | 3 |
| 2-1  | 募集及び選定方法 .....                           | 3 |
| 2-2  | 募集及び選定スケジュール .....                       | 3 |
| 2-3  | 応募者等の参加資格等 .....                         | 3 |
| 2-4  | 応募者等の参加資格等 .....                         | 5 |
| 3.   | 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項 ..... | 7 |
| 3-1  | リスク分担の基本的な考え方 .....                      | 7 |
| 3-2  | 事業者の責任の履行に関する事項 .....                    | 7 |
| 3-3  | 県による実施状況のモニタリング .....                    | 7 |
| 3-4  | 性能未達の場合等の損害賠償等 .....                     | 7 |
| 4.   | 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....    | 7 |
| 5.   | その他本事業の実施に関し必要な事項 .....                  | 8 |
| 5-1  | 実施に関して使用する言語及び通貨 .....                   | 8 |
| 5-2  | 応募に伴う費用負担 .....                          | 8 |
| 5-3  | 情報公開及び情報提供 .....                         | 8 |
| 5-4  | 質問に対する回答 .....                           | 8 |
| 5-5  | 連絡先 .....                                | 8 |

## 1. 事業の内容に関する事項

### 1-1 事業名称

那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業

### 1-2 事業の対象となる施設

消化ガス発電施設

### 1-3 事業場所

沖縄県那覇市西地内 那覇浄化センター

### 1-4 事業の目的

本事業は、沖縄県（以下「県」という。）が管理する那覇浄化センター（以下「浄化センター」という。）に設置されている消化ガス発電設備の更新及び維持管理期間における保守点検を官民連携手法により行うものであり、民間事業者の創意工夫を図った有益な提案等を求めることで、ライフサイクルコストの縮減や工期短縮のほか、エネルギー自給率の向上及び浄化センターからの温室効果ガス排出量の削減に貢献することを目的とする。

### 1-5 事業方式

本事業は、DBM（Design Build Maintenance）事業として実施し、民間事業者は消化ガス発電設備の設計・建設工事、維持管理期間中における保守点検等を行うものである。

### 1-6 事業期間

消化ガス発電設備の実施設計・建設工事、維持管理（保守点検等）の期間は、次のとおりとする。ただし、下記期間は県が公募時に想定する工期であり、最終的には事業者の提案期間に基づき県と事業者の協議により定める。

#### (1) 設計・建設工事

契約締結の日の翌日から令和 10 年 3 月まで（試運転期間を含む）

#### (2) 維持管理（保守点検等）

令和 10 年 4 月 1 日～令和 25 年 3 月 31 日まで（15 年間）

### 1-7 業務内容

#### (1) 事業者の業務内容

ア 設計・建設工事に関する業務

- ・実施設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・土木工事、建築工事、建築付帯設備工事
- ・機械設備工事、電気設備工事

- ・その他必要な工事
- ・発電設備の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出  
(県が取得又は提出すべきものは作成補助を行う)
- ・設計・建設工事請負業者としての施工管理者への対応
- ・他工事との調整
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の補助
- ・その他上記を実施する上で必要な業務

#### イ 維持管理に関する業務

- ・運転状況遠隔監視業務
- ・不具合等発生/認知時における現地駆付け、対処業務（県依頼時）
- ・定期点検業務
- ・定期整備業務
- ・潤滑油等の調達・在庫管理業務
- ・定期点検・整備業務、不具合対処状況にかかる県への報告
- ・その他上記を実施する上で必要な業務

### (2) 県の業務内容

#### ア 設計・建設工事に関する業務

- ・事業用地の確保
- ・本施設の補助事業等交付申請手続き
- ・設計・建設工事の監督、各種検査、及びモニタリング
- ・浄化センター維持管理業務受託者と事業者との調整
- ・本施設の設置及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出  
(県が取得又は提出すべきものに限る。)
- ・その他関係部署等の立ち入り検査等の立会い
- ・その他必要な事項

#### イ 維持管理に関する業務

- ・事業者が実施した維持管理業務実施状況のモニタリング、確認、監督及び検査
- ・本事業により導入した施設の維持管理業務全般（事業者との適切な業務委託契約）
- ・発電電力量、温水供給量の確認
- ・消化ガス性状の確認及び適正管理
- ・その他必要な業務

### 1-8 事業費

県は、本施設の設計・建設工事及び保守点検等に係る費用を事業者に支払う。

### 1-9 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間中、保守点検等を適切に行うことにより、事業期間の終了時において本

事業の対象施設を、本来の機能を満たしている状態に保持しなければならない。

県は、事業期間終了の3年前を目途に、本施設の事業期間後に必要な対策・契約更新等に関する協議を開始する。

#### 1-10 要求水準書（案）

要求水準書（案）は、県のホームページで公表する。本施設に係る要求事項や関連する事項は要求水準書（案）を参照のこと。

## 2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2-1 募集及び選定方法

県は、本事業への参加を希望する事業者を広く募集し、事業の透明性及び公平性に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の募集及び選定方法は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2-2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

表 2-1 事業者の募集・選定スケジュール

| 時 期           | 内 容                      |
|---------------|--------------------------|
| 令和7年3月31日     | 実施方針及び要求水準書（案）の公表        |
| 令和7年4月25日     | 実施方針及び要求水準書（案）への質問受付     |
| 令和7年4月下旬      | 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問への回答 |
| 令和7年5月        | 募集要項等の公表                 |
| 令和7年5月        | 募集要項等に関する質問受付・回答         |
| 令和7年6月上旬      | 参加資格確認申請書類、資格審査書類等の受付    |
| 令和7年7月        | 事業提案書の提出                 |
| 令和7年7月下旬～8月中旬 | 技術対話、プレゼンテーション           |
| 令和7年8月下旬      | 優先交渉権者の選定                |
| 令和7年9月        | 基本協定の締結                  |

### 2-3 応募者等の参加資格等

#### (1) 参加資格の確認

ア 本事業の応募者は、参加資格の要件を全て満たすこと。なお、参加資格要件は変更となる可能性がある。詳細については、後日公表する募集要項等で示す。

イ 県は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

## (2) 応募者の構成及び契約

- ア 本事業への応募者は、単体企業又は複数の企業で構成される参加形態（以下、「企業グループ」という）とし、設計・建設工事を行う建設企業と維持管理業務を行う保守企業を含むものとする。
- イ 企業グループで参加する場合、構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及びそれらの者が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにし、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。  
なお、単独企業の場合は、当該企業が本事業に係る応募手続を行う。  
また、代表企業は県との各種協議及び価格交渉並びに契約締結等の一切の窓口を担い、調整を行う。
- ウ 応募者が J V 又は S P C 等を形成する場合の詳細については、後日公表する募集要項等  
に示す。
- エ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。
- オ 同一の応募者が複数の事業提案を行うことはできない。

## (3) 応募資格

### ア 共通の参加資格

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (ウ) 資格審査書類の提出期限の日から優先交渉権者選定の時までの期間に、「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」又は「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (オ) 提案評価委員会の委員及び委員を辞した者との間に資本面及び人事面において密接な関係がないこと。
- (カ) 県が発注した本事業のアドバイザー業務を受託した「株式会社 日水コン」並びに本事業に関して県へ助言を行った「三浦法律事務所」と資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

イ 本施設の設計・建設工事に必要な参加資格

- (ア) 単体企業又は企業グループの構成員の 1 者以上の者が、沖縄県内に建設業法に基づく本店又は営業所を有すること。
- (イ) 単体企業又は企業グループの構成員の 1 者以上の者が、建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 単体企業又は企業グループの構成員の 1 者以上の者が、令和 7・8 年度沖縄県建設工事入札参加資格名簿に電気工事業として登録されている者
- (エ) 単体企業又は企業グループの構成員の 1 者以上の者が、過去 15 年以内に、下水処理場に係る電気工事の施工実績があること。または、他公共事業又は民間事業の施設等において電気工事の施工実績があること。
- (オ) 本事業で対応する施工に関し、建設業法上の必要な有資格者を配置できる者。

ウ 本施設の保守点検等に必要な参加資格

- (ア) 単体企業又は企業グループの構成員の 1 者以上の者が、沖縄県の競争入札参加資格者名簿〔物品〕に登録されていること。

## 2-4 応募者等の参加資格等

### (1) 審査及び評価

事業提案書の審査及び評価は、提案評価委員会において行う。この審査結果を踏まえ、県が優先交渉権者を決定する。

提案評価委員会の委員への問合せや働きかけは禁止とし、提案評価の公平性を損なう行為をした者は失格とする。

### (2) 審査内容

後日公表する優先交渉権者選定基準に示す。

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募者に文書で通知する。

また、結果は県のホームページで公表する。

### (4) 提出書類

応募者より提出された書類は返却しない。

また、提出書類は、審査及び評価として使用する以外は、無断で使用しない。

### (5) 事業契約の締結

県は、審査により決定した優先交渉権者と基本協定を締結し、これに基づき基本契約及び設計・建設工事契約の締結に向けた協議を行う。基本協定若しくは基本契約に関する協議が整わない場合又は基本契約の締結までに優先交渉権者若しくはその企業グループの構成企業のいずれかの者が募集要項等に規定する事業参加の要件に該当しないこととなった場合、県

は他の応募者と協議を行うことができる。その場合、審査結果の順位が高い者から協議を行う。

県と事業者は、基本協定、基本契約及び設計・建設工事契約を締結した後、維持管理・運営の開始までに保守契約を締結する。

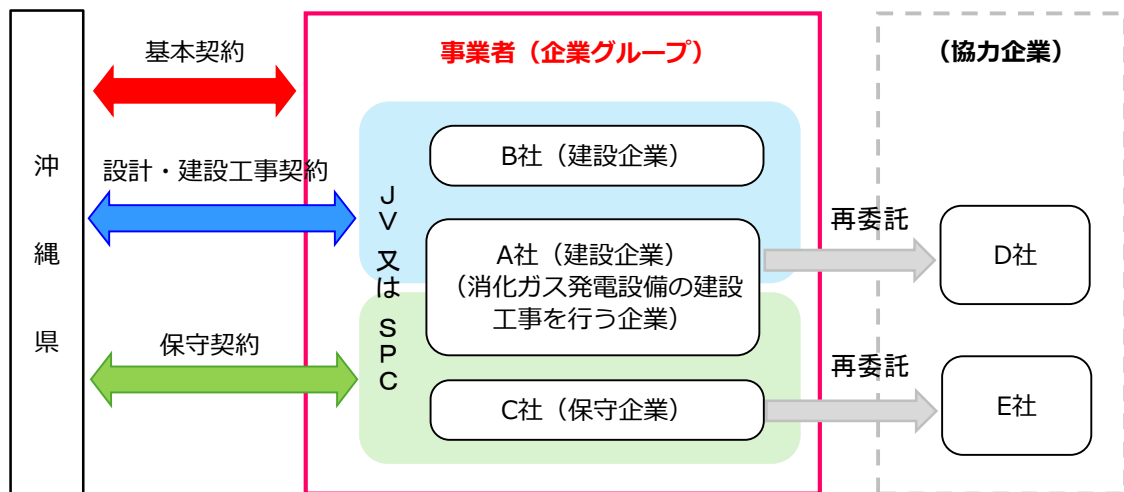


図 2-1 県と事業者の関係性（企業グループを想定した場合）

#### (6) 構成企業の変更

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者を審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の入替・追加・脱退及び担当業務の変更は、原則として認めない。

#### (7) 著作権

事業提案書に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、審査結果の公表等、本事業に関し県が必要と認める場合には、県は必要な範囲において無償で使うことができる。

#### (8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている機器、材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った事業者が負う。

#### (9) 資料の公開

県は、事業者の選定後、必要に応じて事業者の提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、事業者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく事業者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については県と各応募者との間で協議する。

### **3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項**

#### **3-1 リスク分担の基本的な考え方**

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が、適正にリスクを分担することを基本とする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。

予想される県と事業者のリスク分担は、別紙1「リスク分担表」による。

#### **3-2 事業者の責任の履行に関する事項**

事業者は、事業契約に従い、誠意を持って責任を履行する。詳細については募集要項等で示す。

#### **3-3 県による実施状況のモニタリング**

県は事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書及び事業提案書の内容に適合しているかを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを行う。詳細については募集要項等で示す。

#### **3-4 性能未達の場合等の損害賠償等**

詳細については募集要項等で示す。

### **4. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、那覇地方裁判所を県と事業者の合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

## 5. その他本事業の実施に関し必要な事項

### 5-1 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### 5-2 応募に伴う費用負担

事業への応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

### 5-3 情報公開及び情報提供

- ・ 「実施方針」及び同時に公表する「要求水準書（案）」に関して質問がある場合には、別紙 2 及び別紙 3 の様式に記入し、提出期限までに「5-5 連絡先」に示すメールアドレスへ電子メール（添付ファイル形式）により送るものとする。電子メール以外の受付は行わない。なお、県が質問書を受信したときは、質問書の各提出者に対して、電子メールにより受信確認通知を行う。県からの受信確認通知が無い場合は、連絡先へ電話により確認をすること。
- ・ 質問書の提出に際して、電子メールの件名は「【質問】那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業に関する質問（企業名）」とすること。
- ・ 提出期限は令和 7 年 4 月 25 日（金曜日）午後 5 時までとする。
- ・ 提出された質問書のうち、県において確認が必要と判断したものについて、県は質問書を提出した者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。
- ・ 質問及び回答は原則として公表する。ただし、質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質問等について個別回答を希望する場合は、提出期限前までに別途相談すること。

### 5-4 質問に対する回答

本事業への応募に係る費用はすべて応募者の負担とする。

### 5-5 連絡先

実施方針及び要求水準書（案）に関する連絡先は、以下のとおりとする。ただし、本事業に係る内容の問合せは受け付けない。

沖縄県下水道事務所 設備班

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3-12-1

電話 098-898-5988

電子メール：[xx069205@pref.okinawa.lg.jp](mailto:xx069205@pref.okinawa.lg.jp)（下水道事務所代表アドレス）

【別紙１】リスク分担（案）

| 段階    | リスクの種類 |        | No. | リスクの内容                                                                                              | 沖縄県 | 事業者 |
|-------|--------|--------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 共通    | 制度変更   | 構想・計画  | 1   | 県の政策変更による事業の変更・中断・中止など                                                                              | ○   |     |
|       |        | 法令等の変更 | 2   | 県にかかる法令等の変更                                                                                         | ○   |     |
|       |        |        | 3   | 事業者にかかる法令等の変更                                                                                       |     | ○   |
|       |        |        | 4   | 広く一般に適用される法令等の変更※1                                                                                  | ○   | ○   |
|       |        | 税制変更   | 5   | 本事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益にかかる税を除く）                                                                    | ○   |     |
|       |        |        | 6   | 法人の利益にかかる税の変更                                                                                       |     | ○   |
|       |        | 許認可    | 7   | 県が取得すべき許認可・届出                                                                                       | ○   |     |
|       |        |        | 8   | 事業者が取得すべき許認可・届出                                                                                     |     | ○   |
|       | 社会リスク  | 住民対応   | 9   | 本施設設置に関する住民対応                                                                                       | ○   |     |
|       |        |        | 10  | 上記以外の事業者が実施する業務に関する住民対応                                                                             |     | ○   |
|       |        | 環境保全   | 11  | 事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等）                                                              |     | ○   |
|       |        |        | 12  | 県の帰責事由により第三者に与えた損害                                                                                  | ○   |     |
|       |        | 第三者賠償  | 13  | 事業者の帰責事由により第三者に与えた損害                                                                                |     | ○   |
|       |        | 不可抗力※2 | 14  | 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、騒乱、暴動、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものにより生じる費用増加または損害、事業の変更・中断・中止など | ○   | ○   |
|       |        |        | 15  | 県の帰責事由による設計・建設、維持管理・運営業務における安全の確保                                                                   | ○   |     |
|       |        | 安全確保   | 16  | 上記以外の設計・建設、維持管理・運営業務における安全の確保                                                                       |     | ○   |
|       | 経済リスク  | 物価変動※3 | 17  | 物価変動による費用増（一定の範囲内）                                                                                  |     | ○   |
|       |        |        | 18  | 物価変動による費用増（一定の範囲を超えるもの）                                                                             | ○   |     |
|       | 事業悪化   | 構成企業   | 19  | 構成企業の能力不足等による事業悪化                                                                                   |     | ○   |
|       |        | 債務不履行  | 20  | 県の帰責事由による事業の変更・中断・中止                                                                                | ○   |     |
|       |        |        | 21  | 県の帰責事由による支払の遅延                                                                                      | ○   |     |
|       |        |        | 22  | 事業者の帰責事由による事業の変更・中断・中止                                                                              |     | ○   |
|       | 要求水準   | 要求水準未達 | 23  | 設計・建設時び保守・点検時における要求水準未達                                                                             |     | ○   |
| 契約締結前 | 契約前    | 契約     | 24  | 県の帰責事由による契約締結の遅延・中止                                                                                 | ○   |     |
|       |        |        | 25  | 事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止                                                                               |     | ○   |
|       |        | 議会議決   | 26  | 債務負担行為に関する議会の不承認                                                                                    | ○   |     |
| 設計・建設 | 設計時    | 設計     | 27  | 県が提示した事業条件の不備                                                                                       | ○   |     |
|       |        |        | 28  | 事業者が実施した設計の不備                                                                                       |     | ○   |
|       |        | 用地等    | 29  | 事業用地等の確保に関すること                                                                                      | ○   |     |
|       |        |        | 30  | 要求水準等に記載のない土壌汚染、地下埋設物に関すること                                                                         | ○   |     |
|       |        | 測量・調査  | 31  | 県が実施した測量・調査に関すること                                                                                   | ○   |     |
|       |        |        | 32  | 事業者が実施した測量・調査に関すること                                                                                 |     | ○   |

| 段階      | リスクの種類 |          | No. | リスクの内容                                                            | 沖縄県 | 事業者 |
|---------|--------|----------|-----|-------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 設計・建設   | 建設時    | 工事完了の遅延  | 33  | 県の帰責事由による工事完了の遅延                                                  | ○   |     |
|         |        |          | 34  | 事業者の帰責事由による工事完了の遅延                                                |     | ○   |
|         |        | 工事費増加    | 35  | 県の帰責事由による工事費の増加                                                   | ○   |     |
|         |        |          | 36  | 事業者の帰責事由による工事費の増加                                                 |     | ○   |
|         |        | 契約不適合    | 37  | 設計建設時の契約不適合                                                       |     | ○   |
|         |        | 引渡前損害    | 38  | 県の指示による工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害   | ○   |     |
|         |        |          | 39  | 県の指示によらない工事目的物の引渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害 |     | ○   |
| 維持管理・運営 | 保守点検時  | 事業開始遅延   | 40  | 県の帰責事由による事業開始の遅延                                                  | ○   |     |
|         |        |          | 41  | 事業者の帰責事由による事業開始の遅延                                                |     | ○   |
|         |        | 納品遅延     | 42  | 事業者が設置する設備、備品等の納品遅延                                               |     | ○   |
|         |        | 契約不適合    | 43  | 保守点検時の契約不適合                                                       |     | ○   |
|         |        | 施設損傷     | 44  | 県の帰責事由による施設の損傷                                                    | ○   |     |
|         |        |          | 45  | 事業者の帰責事由による施設の損傷                                                  |     | ○   |
|         |        | 保守契約内容変更 | 46  | 県の帰責事由による事業内容の変更                                                  | ○   |     |
|         |        |          | 47  | 事業者の帰責事由による事業内容の変更                                                |     | ○   |
|         |        | 費用増加     | 48  | 県の帰責事由による費用増加                                                     | ○   |     |
|         |        |          | 49  | 事業者の帰責事由による費用増加                                                   |     | ○   |
| 事業終了    | 終了手続   | 事業終了時の手続 | 50  | 事業終了手続に伴う諸費用                                                      | ○   |     |

※1 変更内容等を確認の上、両者協議とし、適切な負担者を決定する。

※2 詳細については募集要項等において提示する。

※3 物価変動における「一定の範囲」については募集要項等において提示する。

※4 消化ガス変動における「一定の範囲」については募集要項等において提示する。

## 【別紙2】

令和 年 月 日

## 実施方針に関する質問書

「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する実施方針について、次のとおり質問がありますので提出します。

|          |  |
|----------|--|
| 会社名      |  |
| 会社所在地    |  |
| 担当者所属・役職 |  |
| 担当者氏名    |  |
| 電話番号     |  |
| メールアドレス  |  |

|       |   |
|-------|---|
| 質問数合計 | 問 |
|-------|---|

## 質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項 目 名         | 質問の内容                                                         |
|-----|---|-----|-----|-----|----|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 例   | 1 | 1   | 7   | (1) | ア  | 設計・建設工事に関する業務 | (1頁「1-7 業務内容」の「(1) 事業者の業務内容」の「ア 設計・建設工事に関する業務」について質問がある場合の記入例 |
| 1   |   |     |     |     |    |               |                                                               |
| 2   |   |     |     |     |    |               |                                                               |
| 3   |   |     |     |     |    |               |                                                               |
| 4   |   |     |     |     |    |               |                                                               |
| 5   |   |     |     |     |    |               |                                                               |

## ※記入上の注意

- ・必ず、本様式を用いて、MS-Excel (Windows版) のファイル形式で提出してください。
- ・質問数に応じて、行を追加してください。
- ・質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載してください。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで質疑等と回答を公表します。

## 【別紙3】

令和 年 月 日

## 要求水準書(案)に関する質問書

「那覇浄化センター消化ガス発電設備整備事業」に関する要求水準書（案）について、次のとおり質問及び意見がありますので提出します。

|          |  |
|----------|--|
| 会社名      |  |
| 会社所在地    |  |
| 担当者所属・役職 |  |
| 担当者氏名    |  |
| 電話番号     |  |
| メールアドレス  |  |

|       |   |
|-------|---|
| 質問数合計 | 問 |
|-------|---|

## 質問

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目  | 項 目 名  | 質問の内容                                                           |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 例   | 5 | 3   | 2   | 4   | (2) | 既存土質調査 | (5頁「3-2-4 施設の立地条件等」の(2)の既存土質調査 について質問がある場合の記入例（※項目名がない場合は、適宜記載） |
| 1   |   |     |     |     |     |        |                                                                 |
| 2   |   |     |     |     |     |        |                                                                 |
| 3   |   |     |     |     |     |        |                                                                 |
| 4   |   |     |     |     |     |        |                                                                 |
| 5   |   |     |     |     |     |        |                                                                 |

## ※記入上の注意

- ・必ず、本様式を用いて、MS-Excel (Windows版)のファイル形式で提出してください。
- ・質問数に応じて、行を追加してください。
- ・質問者の提案内容やノウハウに密接に関連する質疑等については、個別に回答するため、質疑等の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載してください。ただし、質疑等が一般的な内容である場合や提案内容等に密接に関連しないと考えられた場合、質問者に内容を確認し、了承を得たうえで質疑等と回答を公表します。